議案第56号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年6月5日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の部三田市一般廃棄物処理基本計画策定委員会の項の次に次のように加える。

三田市新ごみ	市の新ごみ処理施設整備基本	10人以内	諮問に係る審議
処理施設整備	計画の策定に関する事項につ		が終了するまで
基本計画策定	いての調査審議		
委員会			

付 則

この条例は、公布の日から施行する。